

## 平成 19 年度第 12 回大磯町教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成 20 年 3 月 26 日 (水)  
開会時間 午前 9 時 30 分  
閉会時間 午前 11 時 36 分
2. 場 所 大磯町役場 4 階第 1 会議室
3. 出席者 石 塚 洋 委員長  
清 田 義 弘 委員長職務代理者  
澤 愛 子 委員  
原 田 義 彦 委員  
福 島 睦 恵 教育長  
二挺木 洋 二 教育次長  
簗 島 信 雄 学校教育課長  
竹 内 浩 教育指導担当主幹  
福 島 伸 芳 生涯学習課長兼郷土資料館長  
戸 村 豊 茂 図書館長  
早 崎 薫 図書館副主幹  
長 岡 克 昌 学校教育課副主幹
4. 傍聴者 3 名

### (開 会)

出席委員が 5 名で定足数に達しており、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条第 2 項の規定により定例会は成立し、大磯町教育委員会会議規則第 14 条及び第 19 条の規定により傍聴を許可。暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

### (前回会議録等の承認)

委員長より前回会議録の項目を読み上げ、出席委員全員の承認を得る。

### 教育長報告

教育長) 私からは、2 月定例会が開催されました平成 20 年 2 月 20 日からの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

2 月 20 日、定例会終了後、午後から教育委員さんとともに月京幼稚園訪問をいたしました。

2 月 21 日から議会 3 月定例会が始まり、2 月 27 日に総括質疑、2 月 28 日、29 日に一般質問、3 月 10 日予算特別委員会（教育委員会）が行われ、3 月 17 日に最終日を迎え、平成 20 年度予算案などが可決されました。

議会の概要につきましては、後ほど教育次長から報告させます。

各幼稚園、小、中学校の修了証書授与式及び卒業証書授与式につきましては、3月11日に大磯・国府中学校、3月14日に国府小・中学校生沢分校、3月18日に各幼稚園、3月19日に、大磯・国府小学校で行われました。お忙しい中、ご出席をいただきありがとうございました。

なお、各幼稚園、各小中学校の入園式及び入学式につきましては、4月7日に行われる予定になっております。

生涯学習課関係では、3月16日に2008湘南国際マラソンが盛大に開催されました。当日は、12,854人の選手が参加し、また、ボランティア約1,900人の協力を得て大きな事故もなく無事終了しました。

3月23日、国府小学校内に「国府学童保育クラブ」が開設され、開所式に出席いたしました。

3月25日、「放課後こども教室検討委員会」を開催し、各検討委員の皆様に来年度の事業計画、スケジュール等の説明をいたしました。

諸行事の報告につきましては、以上でございます。

#### 議案第15号 教育長の臨時代理処理に係る報告及び承認を求めることについて

#### 議案第16号 人事異動(町費職員)について

委員長) 議案第15号 教育長の臨時代理処理に係る報告及び承認を求めることについて、議案第16号 人事異動(町費職員)につきましては、議案の性質上秘密会とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員全員異議なし。

委員長) ご承認いただきましたので、本2案を秘密会といたします。それでは、関係者以外の退席をお願いします。

(秘密会)

秘密会が終了し、再開する。

委員長) ただいま、秘密会におきまして、議案第15号及び議案第16号につきましては、原案どおり承認されましたことをご報告申し上げます。

#### 議案第17号 平成20年度大磯町教育委員会基本方針(案)について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育次長) 前回基本方針につきましては、協議事項ということで提出させていただきました。そして前回前文についてご意見がございましたので、事務局とし

ましては前文については、昨年・一昨年の法律改正の大きな流れを受けまして、教育委員会としての取り組みを記載しております。その他につきましては各分野の今年度の取り組みについて、重点施策に入れさせていただいたというようなことでございます。

委員長) 本件につきましては、2月の定例会において協議されましたが、時間が足りず、3月11日、3月21日の2回に渡って協議をいただきました。そして本日付議されることになりました。よろしく申し上げます。

(質疑応答)

澤委員) 前文につきましては、前回意見を言わせていただきまして、少し直していただきました。

国の方針がスタートしますので、前文の法律が変わったということを受けて、大磯町教育委員会では、ややもすると今まで国の方針が下りてきて、そのとおりに従うという風潮があったかと思うのですが、それはそれとして、地方分権ということも言われておりますので、大磯町の教育委員会としてそれに必要なものは十分検討して、積極的に主体的にやっていきますという気持ちが最後の3行のところに書いていただいたと思いますので、それを忘れずにいきたいと思います。

清田委員) 澤委員の方からお話がありましたが、前回の協議の中で少し変えた方が良いのではないかとお話がありました。国の三法の改正を受けて大磯町の教育委員会としては、こういう取り組みをしていくということで、ある程度方向性が示されたという感じがしますので、よろしいかと思えます。

原田委員) 全体的には2月の協議と3月に入ってから2度の協議等で煮詰まった内容で記載されているかと思えます。基本的にはこれで結構かと思えます。

ただ1・2点教えていただきたいと思えます。新幼稚園教育要領の完全実施となっておりますが、これは現行の要領を改正した要領ということでしょうか。次に生沢プールの休止に関して、新たなプールの整備を推進となっております。これは是非強力に推進をお願いしたいということです。以上2点ほど申し上げます。

教育指導担当主幹) これは幼稚園・小学校・中学校・高等学校それから特別支援学校の全ての指導要領の改訂ということで出されているものでございます。

教育次長) 生沢プールにつきましては、休止ということで決まっております。教育委員会としては、4月早々に新プールの検討会議等を教育委員会だけではなく、町部局職員も交えて検討委員会を立ち上げていきたいということを町の方へ要望していきたいと考えております。

委員長) 具体的には第四次総合計画がスタートして、22年度までフィックスされていると認識しています。できるだけ早くお願いしたい。例えば21年後半に押し込められれば押し込むという意気込みで、よろしく申し上げます。

教育次長) 総合計画につきましては、3カ年計画で実施計画はできていますけれども、ローリングが毎年ございますので、間に合えば、どこの年度になるか分かりませんが、できるだけ早くということで、来年度実施しようとする学校水泳プールの関係ですとかは、仮の対処の仕方でございますので、できる

だけ早く新しい水泳教室などできるような取り組みをしていきたいと思  
います。

委員長) 幼稚園の項目で幼稚園教育(7)を加えさせていただきました。大磯幼  
稚園と小磯幼稚園の統合については様々な状況を見極めて進めたいとい  
うことで、いよいよ具体的な検討に入りたい。園児の数がどう予想される  
のか、近隣に新しいマンションの建設があるとも聞いておりますが、そ  
んなことも含めて中々園児数の予想は難しいのですが、是非来年度早々  
に、この辺を見極めて将来大磯町立幼稚園のあるべき姿について、し  
っかり絵を描いて準備を進めたいと思っておりますので、事務局の方も  
よろしく願います。教育委員会の構想と町長の公約内容とは若干違  
うと聞いておりますので、町長サイドの意見も聞きながら我々の方向  
を確認していきたいと思っております。

澤委員) ただ今のことに追加なのですが、委員長の心配されていることは  
非常に重要なことだと思います。本項目は今年度の教育関係のかなり  
重点的なものとして確認しなければいけないと思っております。現状  
と将来の方針というものを今一度話し合っていくということで、私  
たちにとって今年度の大きな課題だと捉えております。単にこれは  
統合するというだけで、ここに書いてあるのではないということ  
を意見として付け加えさせていただきます。

委員長) 全般的には平成20年度の基本方針につきましては、幼稚園  
では預かり保育の更なる充実、小・中学校では、少人数の学級編  
制と耐震対策、生涯学習の面では、放課後子ども教室、生沢プールの  
問題もありますし、図書館につきましては、大磯町子ども読書活動  
推進計画等も新しい事業が例年になく織り込まれておりますので、  
是非着実に実行されるよう努めてまいりたいと思っておりますので、  
よろしく願います。

それでは、議案第17号について採決に入ります。ご異議ありませ  
んでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第17号については、原案どおり承認いたします。

## 議案第18号 大磯町教育委員会教育長事務委任規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 議案第18号について、補足して説明させていただきます。  
議案の後ろに説明資料というものがついてございます。その4ページ  
をお開きください。表題にございますように、地方教育行政の組織  
及び運営に関する法律の抜粋でございます。その一番下に、第27  
条の上の表題の括弧のなかに、「教育に関する事務の管理及び執行  
の状況の点検及び評価等」という表題がございまして、地方教育  
行政における第27条は従来欠番でございました。ここで新たに  
第27条として追加されたものです。第1項のおしまいのところに  
ありますとおり、教育委員会の管理及び執行の状況について点検  
評価を行って、

その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないという規定が盛り込まれました。そして、第 26 条第 2 項第 5 号のところに、「次条の規定による点検評価に関すること」が規定されました。この第 2 項 1 号から 6 号までが今回新たに教育長に委任できない事務として明確化されたものでございますが、そのうちその他のほうは従来の規則で対応しておりましたが、5 号に関しましては従来の規則では規定がございませんでしたので、私どもの規則にこの 5 号の規則に対応する規定を設けようとしたものでございます。戻りまして、資料の 2、3 の規則新旧対照表をお開き下さい。左側が改正案、右側が現行規則でございます。改正点の通知について、第 1 条 2 行目の 1 番右のアンダーラインが引いてありますが、「地方教育の組織及び運営に関する法律。以下「法」という。」という引用を付け加えたものでございます。主な改正点ですが、2 ページの上から 3 行目、3 ページ上から 3 行目の第 2 条第 16 号というところで、「法第 27 条の規定による点検及び評価に関すること」、これを付け加えてこの件については、教育長に委任することができず、教育委員会が処理するということを明確化する規則改正となっております。内容としては以上でございます。

(質疑応答)

清田委員) 大磯町教育委員会はかなり前から先取りをしていたんだという思いがあるのですが、これは国の改正ですが、こういう形で改正していかななくてはいけないと思うところです。新旧対照表の 3 ですが、一番下のアンダーラインの引いてあるところ、平成 20 年 3 月と書いてあるうしろが空欄となっているのですが。

学校教育課長) この日付と番号につきましては、この定例会で議決されました後、公告手続き、つまり告示手続きをとります。これは教育長の専決で行いますが、公告日と連番でつけております規則の番号を入れるということでございます。

原田委員) 今回の法改正にともなって、他の市町村においては、かなりの入れるべき項目がでると聞いておりますが、大磯町の場合については従前から規則に盛り込まれ、また実行されてきたと思いますので、この件につきましては特に意見等はございません。

澤委員) 同意見でございます。

委員長) 第 27 条の付加された条項についてですが、教育委員会点検及び評価という作業の時期としては、4 月 1 日から新しい規則が施行するという事になると、平成 20 年度早々からスタートすると理解してよいでしょうか？また、点検評価というのは、期間は 1 年間ですか？期間が定められているわけではないようですが、どのような期間となっているのでしょうか？

学校教育課長) 文部科学省から姿勢等が出されておまして、評価期間は毎年度ということでございます。実施は平成 20 年 4 月 1 日施行ということで、平成 20 年度から行われることとなりますが、実施方法としては 2 つの方法があるとされています。まず 19 年度の評価を 20 年度に行うというもの、もう一

つは 20 年度の評価を 20 年度に行って公表するというものでございます。  
この 2 つの方法について説明されております。

委員長) それでは、議案第 18 号について採決に入ります。ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第 18 号については、原案どおり承認いたします。

### 議案第 19 号 大磯町立幼稚園保育料等徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

学校教育課長) 説明資料と書いてあります用紙の次に、一枚、規則の一部を改正する規則についてという改正概要を記載しております。教育長の説明にありましたとおり、平成 19 年度から幼稚園では預り保育を行い、預り保育料として 500 円をいただくこととなっております。これは、月末に園より誰が預り保育を利用したのか、保護者名、園児名等を報告し、その保護者に対し教育委員会が納付書を送付し、現在の規則では 10 日までにお支払くださいということとなっております。ところが 1 番下から 3 行目に書いてありますとおり、地方税法では遅くとも納付期限の 10 日前までに納付書を交付しなければならない、という趣旨の規定がされております。直接この法が適用されるわけではございませんが、この趣旨を鑑みて、月末締めで月初めに交付されたものを 10 日に納付することは少し無理がありますので、納付期限を 20 日までというように 10 日間伸ばしていただくという規則改正であります。後ろの新旧対照表をご覧ください。改正点につきましては、第 2 条の 2 第 2 項、「預り保育料は翌月の 20 日までに納付しなければならない」というアンダーラインの箇所のご改正でございます。内容につきましては以上でございます。

(質疑応答)

澤委員) 特段申し上げることはございませんが、実状に合わせて規則を改正することですので、結構なことだと思います。預り保育については 1 年前に開始しまして、まずまずの成果となっていると思うのですが、より充実させていってほしいと思います。

原田委員) この今までの施行規則は昭和 56 年度施行ということになっておりますが、通常の保育料につきましては、10 日が納付期限ということでは理解してよろしいでしょうか。

学校教育課長) 通常の保育料につきましては、2 ヶ月おきに納付していただくことになっております。よって 4・5 月分を 5 月末までにとにかくたちで、奇数月の月末が納期ということになっております。6 納期で後ろがわの月が納付月となっております。

委員長) したがって、月々払うのは預り保育料のみということで理解してよいということですね。

清田委員) 利用者にそった改正ですのでよいことだと思います。先ほど澤委員がおっしゃったように、これからの預り保育事業の充実に向け、力を注いでいただけるようお願いしたいと思います。

委員長) それでは、議案第 19 号について採決に入ります。ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第 19 号については、原案どおり承認いたします。

## 議案第 20 号 中地区教科用図書採択協議会設置要綱について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

教育指導担当主幹) 議案第 20 号、中地区教科用図書採択協議会設置要綱について、補足説明をさせていただきます。

説明資料 1 ページをご覧ください。始めに制定理由でございますが、平成 21 年度使用教科用図書採択に関し、大磯町及び二宮町で中地区教科用図書採択協議会を設置し、その組織、運営について定めるものでございます。

次に、制定内容につきましてご説明させていただきます。議案第 20 号をご覧ください。

第 2 条につきましては、協議会の組織を規定するもので、委員といたしまして第 (1) 号から第 (6) 号に掲げる職にある者で組織するものでございます。

人数につきましては、教育委員及び町立小学校長は全員ということになります。従って、教育委員は、大磯・二宮で 10 名、今回は小学校教科用図書の採択となりますので、町立小学校長が 5 名ということになります。

続きまして、平成 21 年度使用小学校教科書の採択につきましてご説明申し上げます。説明資料 3 ページをご覧ください。

現在、小学校で使用されております教科書は平成 16 年度に採択替えが行われ、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 14 条の規定によりまして平成 17 年度から 20 年度まで 4 年間同一の教科書を使用することとなっております。

この規定からいたしますと、平成 21 年度から使用する小学校の教科書は来年度に採択替えが行われることとなります。しかし、19 年度末に学習指導要領が改訂・告示されることから、検定の申請が 1 社もなく、採択替えを行うとは申しましても、内容は現行どおりの教科書で採択替えを行うこととなります。

新学習指導要領による教科書は、20 年度に編集が行われます。新たに編集された教科書は 21 年度、国の検定を受けた後、22 年度に採択が行われ、23 年度の学習指導要領全面実施にあわせて使用されることとなります。

従って、来年度採択替えが行われる教科書は、21・22年の2年間しか使用しないということになります。

しかし、ここで政令で定められた4年間の期間が終わりますので、採択替えのための検討を行わなければなりません。

そこで、20年度の採択事務については、中地区教科用図書採択協議会設置要綱に基き採択協議会を立ち上げることとなります。通常は採択までに採択協議会を2回開催しておりますが、今回は1回のみで開催としていく方向で考えております。

また、教科書の調査のために採択協議会のもとに置かれます「調査員」は置かずに、16年度に作成した資料を用いる予定でございます。

説明資料2ページをご覧ください。これらの、簡略化措置については、昨年10月の段階で、県から通知が届いており、このなかに、「採択の一部を簡略化することも可能である」という文部科学省教科書課の見解が記されております。

今後は、新年度に入り、5月に町の採択方針を出させていただき、中地区教科用図書採択協議会での検討を経て、7月の教育委員会定例会で採択をしていただくこととなりますのでよろしくお願い申し上げます。

(質疑応答)

清田委員) 前は要綱の変更についての意見等は特になかったと思うのですが、今回もこれでよろしいのではと思います。教科書の採択につきましては、そのときの状況にもよりますから、それに則していただきたいと思います。

澤委員) 今のご説明で今回の議案に対しては結構だと思います。これは余談となってしまいますが、全体のスケジュールが書いてありますが、最悪の場合、小学校と中学校が同時に教科書を採択するということがありえるということでしょうか。

教育指導担当主幹) これは中教育事務所が平成19年11月の時点で出されたものでございます。中学校は1年でやっていくということになっておりますが、クエスチョンマークがついております。

委員長) いつごろはつきりするのですか。

教育指導担当主幹) これ以降書類が提出されておられませんので、確認したいと思います。

教育長) 新しい学習指導要領の全面実施が、小学校23年から中学校24年からになっておりますので、教科書の編集・検定・採択もそれに見合う形でと考えております。小学校と中学校は1年ずれるということでもあります。

原田委員) 設置要綱第2条でございますが、「任命した23名以内の委員をもって構成する」ということになっております。教育委員は両町で計10名。小学校長は5名。それ以外3、4、5番については計7名。そうすると全合計22名となります。その他両町、教育委員会が必要と認める者については、最大で1名ということになりますが、運営上問題ないのでしょうか。

教育指導担当主幹) この計算ですと確かに1名ということになります。前回平成16年度につきましては、必要ないということを選任されておられませんので、



全 22 名ということでした。

委員長) それでは、議案第 20 号について採決に入ります。ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第 20 号については、原案どおり承認いたします。

## 議案第 21 号 「大磯町子ども読書活動推進計画」について

書記が議案を朗読し、教育長から提案理由の説明を行った。

図書館長) 説明の前に大変申し訳ございませんが、訂正がございます。「大磯町子ども読書活動推進計画」について、協議資料 4 で附属資料としてありますが、資料ではなく、議案鑑の後につけるべきでしたので、訂正させていただきます。

それでは、説明資料により、説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

「大磯町子ども読書活動推進計画策定理由」でございます。

子ども達の活字ばなれ、ということが指摘され始めて大分時間が経ちますが、多様なマスメディアなどの影響もあり、未だにその現象が止まらない状況にあります。

また、この現象は、子どもだけでなく、大人も含めて言えることだと考えられています。

国においても、この状況を取りあげ、子どものうちから、読書に親しむ環境を整備することにより歯止めをかけようと、2001 年 12 月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を施行し、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、続いて神奈川県においても「かながわ読書のススメ～神奈川県子ども読書活動推進計画～」を策定しました。

このような中で、本町においても国・県の計画のもとに子どもの読書活動の指針となる計画を策定することとしました。

これは、すべての子供達があらゆる機会と場所において自主的に読書活動を行なうことができるように、言い換えますと、子どもに読書をさせる環境ではなく、子どもが、自ら自然に読書に親しめる、親しむ環境を整備することで未来につながるよう、図書館・家庭・地域・学校等との協力・連携により取り組んでいくことを目標としたものでございます。

なお、本件につきましては、図書館より平成 20 年 2 月 26 日付けで大磯町立図書館協議会に諮問し、審議のうえ、同年 3 月 18 日に答申をいただいております。

内容についての記載の概要ですが、目次をご覧くださいと思います。

1 番目に子どもの読書活動の重要性としまして、計画策定の背景と活動の

意義、2番目に計画策定の基本的な考え方として、計画策定の目的・基本方針・計画の目指すもの、3番目に本町の子ども読書活動の現状と方策としまして、家庭の中での読書活動・小中学校における読書活動・図書館における読書活動・幼稚園保育園における読書活動・地域における読書活動・それぞれの現状と方向性、4番目にそれぞれのセクションにおける具体的な取り組み方を記載してございます。ここで言うセクションについては、先程申し上げました、図書館・家庭・地域・学校等の意味でございます。

大磯の読書活動につきまして、従来は、ややもすると各セクションでそれぞれに動いていた部分もあったわけですが、今後は、これを基本に各セクション同士の連携・協働を体系的にして活動できるよう、この事業を計画し、実施しようとするものでございます。

#### (質疑応答)

澤委員)

これは単に本に親しませるというだけでなく、とても基本的に大事なことであります。国が旗を振っていて、2000年に始まり今2008年ですから何年も経っていますが、その重要性はますます増えていると思います。国のものでは単に子どもの活字離れということのみが書かれていますが、私は人間としての根本にまでかかわってくる「言葉」、人間の思考や理解、コミュニケーションにかかわる根本なところにつながってくることだと思いません。重要性はかなり高いのだと理解して地域全体で取り組んでいけば、長い目で見て広い意味の教育効果が出てくると思います。大磯町というこじんまりとした、顔がみえている地域で、かつ図書館等ではセクションごと個々の登録もされており、ブックスタート等の成果もでてきているということですから、単に子供だけでなくお年よりも、また幼稚園にいつてわかったのですが、子どもだけでなく親も教育していかななくてはいけないと思います。数年かけて町でもこれをつくっていただきましたけど、今の時点はタイミング的にスタートするいい時期だと思います。活字、言葉というものを訓練・鍛錬する機会をつくるという点、大磯の場合には、図書館が適任であると思います。そして、4番のところに書いてありますが、家庭・地域は大きいですね。小学校・中学校・幼稚園・保育園・図書館・生涯学習館・郷土資料館などを総動員して取り組むべきです。また、子ども放課後教室などの場を利用し、実際に運営していく人員については、ボランティアを総動員して取り組むべきであり、それが一番の近道となると思います。団塊世代や大磯はボランティアに熱心な住民も多く、また今までボランティアをやってみたいと思ってまだ始めていない方の参加を促すという点でもこれはよい機会だと思います。

ただ、イメージとしては大変良いことなのですが、図書館協議委員会の答申の意見にもございますように、実際により方向で事業を行っていくためには、ソフト面とやるという強い意欲をもって中心となって引っ張っていく人がいないと、やっていけないという、実施するにはそれなりの力が必要であることがはっきりみえていると思います。状況認識の共有、実施していくんだという強い意欲のもと、現状から順を追って推進させていく必

要があると思います。特に幼稚園、保育園、学校、団体等、町全体でやっていくことにより、大人も抱き込みよくコミュニケーションをとるなど、大きな可能性をもっていると考えます。中心となる図書館長に強い力で引っ張っていただいて、広い意味での町おこしの一つとなり得るのではないかと思いますので、がんばっていただきたいと思います。

原田委員) 私も澤委員の意見に同意いたします。

2、3点質問したいのですが、この答申を諮問したのは2月26日、それに対して答申が出されたのが3月18日という、非常に短い期間で討議がされたのでしょうか。その中で、今まで個々別の事業として行われてきたものを、子どもたちへの取組みとして総合的に行っていこうということは大変よいことと思います。願わくばその中で、いつまでにどの程度のものを仕上げていこうかという点を、後ろに添付された資料5（よくできていると思います）等の資料を参考に検討を深め、計画ができていけばさらによりものとなると思います。

図書館長) こういった計画の場合、何年計画やパブリックコメントを取り入れるなど、じっくり討議したものを提示したかったのですが、短期間のなかで作成したということもあり、このようなものとなりました。この計画を基本に平成20年度以降実施していき、修正すべきことは修正し、よりよいものとして成長させていきたいと考えております。そのうえで、計画を具体的に進めていく中で成長させるということで、あえて何年計画というものを設けることはしませんでした。図書館自体が財政事情等の不安定な状況におかれているという理由から、何年計画というようなものを提示することは図書館にとっても不安があるということでこのような計画としました。

原田委員) 今後の方向性として少し考えていただければと思います。読み書きすることは、子どもたちへの教育の基本となります。特に江戸時代におきましては、集合教育の場がなかったということで、寺が寺子屋という施設で読み書きを教えました。現在、パソコンが発達した中で、どうしても文字を覚えられない、見ないということが多くなっておりますので、ぜひ推進していただければと思います。

清田委員) 私も教育の現場を経験しておりますから、活字を大事にしてきました。朝の読書を小学校・中学校でも取り組まれていると思いますが、今お話がありましたとおり、何年計画というような設定がされていないですが、長い年月をかけて行われていかなければならないことだと思います。例えば、小・中学校いくつかに分かれています、セクションに区切ったなかで重点をおいて推進していくことも必要なのではと思います。

図書館長) 原田委員、清田委員の意見に関連しまして、これには個人的な考えが入ってしまうかもしれませんが、本当の読書環境の整備は、ブックスタートから始まると思います。ブックスタートとは、生れたばかりの子どもを対象としています。その子どもたちが大人になって政治家になる人、先生になる人、保育園の保育士になる人もいるかもしれません。そのような場合に、ブックスタートの時点で子どもたちに接して、親に接して、そういったことが大きく影響してくると思います。今の子どもたちが大人になったとき、

次の世代に対して影響を与えられることができるような、長い計画で行われなければならないと思います。そういった気持ちで今回の計画は推進していきたいと思います。

澤委員) 2点質問がございます。ブックスタートが開始して1年目ですが、その影響はどのようなものでしょうか。資料2で県の計画の1ページ目1番下、取組みの期間は平成16年からおおむね5年間ということが書かれていますが、県の場合は公式に行うのは5年ぐらいということですか。大磯町の場合は、永続的にということだと思うのですが。

図書館長) ブックスタートにつきましては、非常に評判がいいです。父母が絵本を通して子どもに接することは非常に感動した、という言葉が聞かれました。あとから図書館に来て、さらに、どういった本があるのかなどの質問をなさる方が非常にたくさんいます。ブックスタート対象者数の約90%以上はブックスタートをとおして接しているということでもあります。

資料2の関係ですが、神奈川県は16年度から5年間ということになっております。国も14年度から5年間同様の計画がございまして、先ほど私が言いましたように、長大な計画となるということを御理解していただきたいと思います。

委員長) 文科省が生きる力ということをいっていますが、生きる力の一つは本から学ぶ読書力があると思います。ぜひ具体的に推進していただければと思います。アンケートをみましても、中学生は受験や、その上に大磯中学校・国府中学校は部活動が盛んですから、本などを読んでいる時間がないという回答が多い。部活をし、受験の準備をし、更に本を読むという習慣をつけることができれば非常によいと思います。ひとつ館長の腕の見せ所ということで、頑張ってくださいと思います。

それでは、議案第21号について採決に入ります。ご異議ありませんでしょうか。

委員全員承認する。

委員長) 議案第21号については、原案どおり承認いたします。

## 報告事項第1号 平成20年大磯町議会3月定例会について

教育次長) 平成20年大磯町議会3月定例会は、2月21日から3月17日の26日間の会期で行われてございます。2月21日は補正予算等24議案を提出いたしました。

教育委員会関係では、補正予算につきましては耐震関係の国からの補助金、歳入で大磯中学校体育館の耐震改修工事に係る補助金の増、幼稚園就園補助金の減、歳出については大磯中学校体育館耐震改修事業の清算として約800万の減、部活についての増、就園費の減ということで提案いたしました。

が、これらの関係の質疑は特にありませんでした。

その後、平成 20 年度一般会計、特別会計予算案の提案とともに町長から施政方針が示されました。

施政方針と予算案をうけ、2 月 27 日に予算の関係や施政方針に対する一問一答方式の総括質疑が行われました。7 名の議員が出席しまして教育委員会関係は 4 名の方から 20 問の質問をうけております。

総括質疑答弁等の説明をさせていただきます。まず放課後子ども教室に関して、内容とタイムスケジュールということで、事業概要と平成 20 年 9 月からのスケジュールで運営委員会を設置して行っていくということをお答えしております。これら全て町長が対応をしております。

35 人学級編制について来年度も続けていくのかという質問に対しては、教育委員会と協議をして来年度も続けていきたいと考えていると答弁をされております。

次に月京幼稚園の進捗状況についてですが、県の開発協議に向けた準備、地権者との交渉を進めているという回答を行っております。

次に、部活動生徒派遣費は今後も当初予算で定期的に付けていくのかについてですが、今後も当初予算で対応していきたいという回答をされております。

次に、国府中学校の校舎、国府幼稚園の耐震改修工事についてですが、平成 20 年度に設計、21 年度に工事を実施する計画としていると回答しております。

次に、生涯学習館の開館日の拡充、施設の有料化については、休館日となっている月曜日を開館日として拡充したい。また、平成 20 年度施設改修に踏まえて集会室等の利用についての有料化に向け、検討委員会のなかで、検討したいと回答しております。

次に、生沢プールの休止は今後どのようなようになるのかについては、今後、プール整備について庁内で検討委員会を立ち上げ、新たなプール整備について、調査・研究等をしていきたいという回答をおこなっております。

次に、町史編さんは 20 年度で終了予定だが、図書館配置の職員数は確保されるかについては、町史編纂は平成 20 年度で終了するが、残った資料の整理等のため職員の配置は必要と考えていると回答しております。

次に学校給食・生涯学習館・図書館に実施する事業の問題は解決するのかについてですが、学校給食については、熱風保管庫の増設により、学校給食の衛生管理の徹底を図っていく。生涯学習館については、先ほどと同様の回答を行っております。

子ども読書推進事業については、子どもたちが自ら進んで読書活動ができるような環境を整えるため実施していきたいと回答しております。

国登録有形文化財建造物の登録事業について、国登録有形文化財建造物については、平成 19 年度に町内に所在する歴史的な建造物の調査を行っており、この調査結果から候補を抽出し、その登録実現に向け努力していくと答弁しております。

次に、教育支援員・心の教室相談員の配置についてですが、教育支援員や

心の教室相談員については、19年度と同様の配置を予定で、その必要性や職務内容を、保護者に対して十分説明していきたいと答弁しております。

次に、町立幼稚園の運営についてのご質問ですが、大磯幼稚園と小磯幼稚園については、教育委員会の方針を尊重し、統合について進めていきたい。私としては、その後、民間の力を借りて、幼稚園4園体制を維持していきたいと考えていると答弁しております。

次に、子ども育成課の設置についてのご質問ですが、機構改革に併せて教育委員会の中に、子育てに関する業務を一本にした課の設置をしていきたいとの回答をしております。以上が、総括質疑の主な質問と回答でございます。

2月28日に一般質問がございまして、3名の議員の質問を受けました。

学校給食における冷凍加工の割合は、地場産の野菜、魚の割合は、米飯給食週2回を増やす考えは、食育推進の取り組みは、というご質問がございました。それに対して教育長は、問題となっている中国製の冷凍加工食品は使用していない。冷凍加工食品は国内加工のものを使用し原材料が国産かどうかのチェックをしている。加工品は月平均3回程度。地場産の野菜については農協と連絡しながら発注している。年間使用野菜総重量の約4分の1程度を使用。魚介類については難しい。米飯については、週2回を少しずつ増やしている、という回答をしております。

また、食育については、小学校においては、食に関する授業、農業体験的学習など取り入れているという答弁をしております。

再質問につきましては、米飯をふやせない理由、給食残渣はどれくらいかというご質問がございましたので、私のほうから炊飯釜、食器、人など環境整備を整えないと、なかなか回数を増やしていくことは難しいが、できるだけ増やせるようにしたい。残渣については、海藻類、豆類が多い旨の回答を行っております。

教育行政は町民の期待に応えているか、特に施設の関係は法を守っているかというご質問がございましたが、教育委員会が所管している施設については条例規則により運営している。祝日の開館、学校施設開放の開放日の増などしてきたという答弁を教育長のほうから行っております。

また全体の広域化質問がございまして、教育委員会にかかわる図書館での広域化、教員の人事交流などの答弁を行いました。

最後にもう一点ですが、総括質疑でもございましたが、子育てのほうに新しい課の設置の考えはあるかのご質問ですが、町長の方から先ほどと同様に窓口を一本化して教育委員会に置くということ、その具体例が示されたら十分協議していきたいという回答をしております。一般質問につきましては概要でございますが以上でございます。

また、3月10日には予算特別委員会ということで、午前9時から教育委員会所管の予算について審議され、延14名の議員より、39問の質問がありました。内容については、細かくなりますので省略させていただきます。

議会報告としましては以上でございます。

## その他

教育次長) 次回開催の平成 20 年度第 1 回については、4 月 16 日、水曜日、時間は 9 時、場所は大磯町役場 4 階第 1 会議室で行います。平成 20 年度第 2 回については、5 月 21 日、水曜日、時間は 9 時、場所は生涯学習館で行います。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成 20 年 4 月 16 日

委 員 長 \_\_\_\_\_

委員長職務代理者 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_

委 員 \_\_\_\_\_